

山梨県防災新館オープンスクエア及び県民ひろば（以下：会場）の貸出については、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、県の「グリーン・ゾーン認証制度、感染症予防対策に係る基準」をもとに、次のとおり行うこととする。

【3密の回避】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）について

- ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設であるため、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 空気調和設備を常時稼働することとし、室内の換気を行う。
- 主催者に対し、利用状況に応じて30分に1回、5分程度、出入口や外部に面した扉など2方向を開放していただくよう要請する。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）について

- オープンスクエアの同時利用者（利用者：主催者+参加者）数は全面利用で100名程度、東西面利用で80名程度、東面利用で50名程度、西面利用で30名程度とし、県民ひろばの同時利用者数は全面利用で110名程度、北面利用で90名程度に制限する。（3㎡/人）
なお、主催者に対し、参加者がマスクを外す場合（運動や飲食を伴う利用など）は、社会的距離（対人距離2m以上）が保てる利用者数に制限していただくよう要請する。
- 主催者に対し、参加者については、事前予約制や整理券の配布、滞在時間の制限及び動線を工夫するなど対策をしていただくよう要請する。
また、タイムセールなどの一時に多数の参加者が来場するイベントは行わないよう要請する。

主催者に対し、会場が混雑した場合は、参加者数制限をしていただくよう要請する。
なお、入場待ちの列を整理する際も社会的距離（対人距離 1m以上）を確保していただくよう要請する。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）について

主催者に対し、会場内は社会的距離（対人距離 1m以上）を確保していただくよう要請する。

なお、参加者がマスクを外す場合（運動や飲食を伴う利用など）は、社会的距離（対人距離 2m以上）を確保していただくよう要請する。

主催者に対し、人と人が対面する場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどで遮蔽していただくよう要請する。

ただし、消防法上、透明ビニールカーテンなどを利用する場合、天井から吊るす事及び 1m以上の物の利用は禁止する。（防災加工品除く）

（令和 2 年 5 月 13 日 甲府中央消防署査察係確認）

主催者に対し、会場内は近距離での会話や発声を避けていただくよう要請する。

主催者に対し、会場内は大声で会話しないようマイク、スピーカーを利用していただくよう要請する。

また、BGM等は最小限にさせていただくよう要請する。

【その他の感染防止対策】

④ マスクの着用

職員はマスク着用を厳守する。

主催者に対し、マスク着用を徹底していただくよう要請する。

主催者に対し、参加者については、マスク着用を周知していただくよう要請する。

また、参加者でマスクを持参していない者がいた場合、主催者が配布または販売するよう要請する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- 施設の各出入口に、手指消毒液を設置する。
- トイレ内に、正しい手洗いに関するポスターを掲示する。
- 職員は定期的及びトイレ利用後に手洗い、手指消毒を行う。
- 主催者に対し、入場時及び定期的並びにトイレ利用後に手洗い、手指消毒を徹底していただくよう要請する。
- 主催者に対し、会場入口付近や会場内に手指消毒液を設置し、参加者については、入場時及び定期的並びにトイレ利用後に手洗い、手指消毒の実施を周知していただくよう要請する。

⑥ 体調チェック

- 職員の業務開始前に体調管理を行い、発熱や軽度であっても風邪の症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状が認められる場合は、出勤を停止する。
- 主催者に対し、体調管理を行い、発熱や軽度であっても風邪の症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状が認められる場合は、会場に入場しないよう要請する。
- 主催者に対し、参加者については、発熱や軽度であっても風邪の症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状が認められる場合は、会場に入場しないように呼びかけるとともに、原則として、会場入口付近で体調確認や検温をしていただくよう要請する。

⑦ トイレの衛生管理

- トイレの入り口付近に手指消毒液を設置する。
- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、ドアノブ等）は定期的に清拭消毒を行う。

トイレの便蓋を閉めて汚物を流すよう、サインの掲示を行う。

エアータオルの利用を休止する。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

施設内共用部のベンチについては、対人距離を確保のため、間隔をあけて利用するよう、サインの掲示を行う。

主催者に対し、休憩スペース（控室等を含む）として利用する場合、対面での食事や会話を避けるよう要請する。

また、共用する物品は定期的に消毒を行うよう要請する。

⑨ 飲食スペースのリスク軽減（飲食を伴う利用をする場合）

二酸化炭素濃度測定器を設置する。

主催者に対し、以下のようなパーテーションを設置して遮断するよう要請する。

高さ：座った人の頭が隠れる高さ

幅：机と同じ幅

形状：2人掛けは一字、4人掛けは十字、6人掛けはキ字のように隣接する人と遮断されるように配置

主催者に対し、席の近くに手指消毒液を設置するよう要請する。

主催者に対し、室内の二酸化炭素濃度が 1000ppm を超えた場合、即座に窓を開放し、換気を実施するよう要請する。

主催者に対し、参加者の滞在時間の制限※、事前予約制や整理券の配布の活用などにより同時に多数の人が集まらないよう要請する。

※約 90 分程度を目安

主催者に対し、お酌やコップの共有（飲み回し）はせず、箸、皿、コップなどは使い捨ての物やマイ箸、マイボトルを使用していただくよう要請する。

また、料理の提供にあたっては、大皿での提供は避け、取り分けは主催者で行い、参加者へは個別に提供し、料理はカバー等で保護していただくよう要請する。

主催者に対し、参加者が共用する物品は、利用都度、清拭消毒をしていただくよう要請する。

⑩ 清掃・消毒

施設内共用部の不特定多数が接触する場所（手摺、エレベーターのボタンなど）は定期的に清拭消毒を行う。

主催者に対し、貸出什器及び備品（机、椅子など）は、利用前後に清拭消毒をしていただくよう要請する。

主催者に対し、会場内で参加者の手が触れる場所は、こまめに清拭消毒をしていただくよう要請する。

主催者に対し、参加者が共用する備品（ペン、道具、マイク、買い物カゴなど）は、利用都度、清拭消毒をしていただくよう要請する。

主催者に対し、会場内で出たゴミは、ゴミ袋に密閉した上で会場から搬出し、適正に処分をしていただくよう要請する。
また、ゴミを回収する際は、マスクや手袋を着用し、脱いだ後は手洗い、手指消毒を徹底していただくよう要請する。

⑪ チェックリストの作成・確認

ガイドラインを遵守しているか確認するため、各項目についてチェックリストを作成し、会場貸出の都度、確認を行う。

【その他】

⑫ エレベーターの乗員制限を行う。

⑬ 主催者に対し、物品販売のみに利用される場合を除き、陽性者が該当イベントに参加していたことが判明した場合に、保健所が行う疫学調査に協力するため、参加者に対して氏名、連絡先（代表者のみ）を記入するよう要請し、主催者で最低1ヶ月（可能な限り3ヶ月間）保管するよう要請する。

また、山梨県総務部資産活用課庁舎管理室から求めがあった場合は、利用者の氏名、連絡先を報告していただくよう要請する。

※取得した個人情報について個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供の目的以外には使用しない。

- ⑭ 主催者に対し、運動を伴う利用をされる場合で、特に近距離での人と接触を伴う活動を行う場合は、国において示された競技別ガイドラインを遵守していただくよう要請する。
- ⑮ 主催者に対し、特に歌唱を行う場合においては、歌唱者とその他の参加者との間をアクリル板や透明ビニールカーテン、フェイスシールドなどで遮蔽していただくよう要請する。
また、参加者が共用するマイクなどは利用都度、清拭消毒をしていただくよう要請する。
- ⑯ 主催者に対し、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を要請する。
- ⑰ 主催者に対し、参加者については、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促していただくよう要請する。
- ⑱ 主催者に対し、感染拡大予防対策用品（マスク、消毒液、遮蔽材など）は全て、主催者で用意し、会場利用後は全てお持ち帰りいただくよう要請する。
- ⑲ ガイドラインに定めなき事項については、山梨県総務部資産活用課庁舎管理室と主催者の協議により解決する。

以上